平成２３年（フ）第４１３号
滋賀県草津市木川町1212番地　県営陽の丘団地Ａ棟305号
債務者　青木　　渉
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０８号
大津市大萱２丁目28番１―102号　ピュアコート
債務者　大田　博明
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３１号
大津市美空町１番13―403号、前住所大津市今堅田２丁目35番10―101号
債務者　熊野　　勲
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３５号
大津市牧３丁目８番12号
債務者　滝口　幸雄
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４８号
大津市大江１丁目３番５―505号
債務者　大林　歳定
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７２８号
兵庫県姫路市北平野４丁目15番28号　レジェンド北平野104号室
債務者　黒柿　達也
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５８５号
奈良市六条西３丁目７番11―３号
債務者　出原　健一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３７５号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地４―202
債務者　前田内装こと　前田　修一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
奈良県橿原市一町1478番地の１
債務者　前川　泰嗣
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
奈良県大和高田市南今里町９―４　サンハイツ101、住民票上の住所大阪府藤井寺市沢田１丁目２番16―302号
債務者　井上　松子（旧姓七野）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
奈良県橿原市久米町912番地　カーサ神宮前701
債務者　宇山　弘司
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
鳥取県鳥取市雲山323番地１
債務者　谷岡　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６６号
鳥取県鳥取市南吉方１丁目69番地２　日興社営住宅２号、旧住所鳥取県鳥取市相生町４丁目402番地９
債務者　龍本　考司
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７号
鳥取県鳥取市南吉方１丁目69番地２　日興社営住宅２号、旧住所鳥取県鳥取市相生町４丁目402番地９
債務者　龍本　絹代
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７７号
鳥取県鳥取市吉成南町２丁目11番18号、旧住所鳥取県鳥取市吉方114番地　グランディールＳＴＫ103号
債務者　藤﨑　早苗（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０３号
鳥取県鳥取市秋里932番地１　コーポ片山202号、住民票上の住所鳥取県鳥取市秋里932番地２　コーポ片山202号
債務者　大前　達郎
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０７号
鳥取県鳥取市気高町八束水1250番地、旧住所福島県福島市南向台２丁目25番地の９
債務者　中村瑠璃子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
鳥取地方裁判所民事部